

広島県選挙管理委員会告示第五十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

平成二十七年十月八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

別表

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	特別養護老人ホームク レアール楽生苑	尾道市瀬戸田町林1269番 地10	平成27年9月29日